

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

(一) 次の区分により算出した金額とする。この買取金額は、それぞれの算式により算出した金額とし、その買取日以後において行うこととし、その買取りは、平成二十九年八月十五日から日本銀行の本店又は支店にて、その日以前六月間に属する。利子を支払う。

(二)
$$= \text{額面金額} + (\text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{7.9 \cdot 685}{100}) + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{7.9 \cdot 685}{100}))$$

額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 二十九のはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含みのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 式次る中あ、当、る二域若つ條法み、居きに受益者扶養信託契約の一部を改受す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居住にはを別二十五年法律第七十三号）
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはを含障害条による改受す
 り分と金も二人災の年いは、九六地方すはを含障害条による改受す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条の者の改受す
 出応、請當九けにわ律、合該一七治市町相。者扶養信託契約の一部を改受す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。者扶養信託契約の一部を改受す
 た、のす個八債かる百害と又の（）（）扶養信託契約の一部を改受す

払元利金所支

(二) 平成二十九年八月十五日以前の場合は、(平成二十九年一月十五日前の額 + 経過利息に相当する額) × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息に相当する額

の額 = (平成二十九年一月十五日前の額 + 経過利息に相当する額) + 経過利息に相当する額